

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年 4 月24日
【会社名】	クロスプラス株式会社
【英訳名】	CROSS PLUS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 大寛
【本店の所在の場所】	名古屋市西区花の木三丁目 9 番13号
【電話番号】	0 5 2－5 3 2－2 2 1 1 （代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 上野 憲一
【最寄りの連絡場所】	名古屋市西区花の木三丁目 9 番13号
【電話番号】	0 5 2－5 3 2－2 2 1 1 （代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 上野 憲一
【縦覧に供する場所】	クロスプラス株式会社東京支店 （東京都中央区日本橋浜町三丁目 3 番 2 号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目 8 番20号）

1 【提出理由】

平成27年4月23日開催の当社第62回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年4月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- ①今後の事業展開に備え、役付役員を機動的に選任できるよう役付取締役に関し所要の変更を行う。
- ②会社法の一部改正が平成27年5月1日に施行されることにより、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう変更を行う。また、この変更に伴う経過措置として、附則を設ける。
- ③法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を明確にする。
- ④会計監査人が、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって、会計監査人の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定や責任限定契約を締結できる旨の規定を新設する。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、山本大寛、森 文夫、北出哲男、曾我孝行、虫鹿 宏、辻村隆幸、大爺正博及び小林英三を選任する。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

退任取締役若林重嗣氏に対し、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任する。
また、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度は廃止となり、重任された取締役山本大寛、森 文夫、北出哲男、曾我孝行、虫鹿 宏、辻村隆幸の6氏および在任中の監査役日比野 寛、中野正道の両氏に対し、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給すること、支給の時期は各氏の退任時とし、具体的金額、支給の方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任する。

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、ひびき監査法人を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議 事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	49,739	348	0	（注）1	可決（87.65％）
第2号議案					
山本 大寛	49,684	403	0		可決（87.55％）
森 文夫	49,653	434	0		可決（87.50％）
北出 哲男	49,502	585	0		可決（87.23％）
曾我 孝行	49,719	368	0		可決（87.61％）
虫鹿 宏	49,724	363	0	（注）2	可決（87.62％）
辻村 隆幸	49,720	367	0		可決（87.62％）
大爺 正博	49,676	411	0		可決（87.54％）
小林 英三	49,696	391	0		可決（87.57％）

決議 事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第 3 号議案	48,573	1,514	0	(注) 3	可決 (85.59%)
第 4 号議案	49,764	323	0	(注) 3	可決 (87.69%)

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上